

令和3年度から令和5年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+【合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額】が80万円以下の人	20,200円 ※2
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+【合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額】が80万円を超え120万円以下の人	28,200円 ※2
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+【合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額】が120万円を超える人	47,100円 ※2
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、課税年金収入額+【合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額】が80万円以下の人	55,800円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、課税年金収入額+【合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額】が80万円を超える人	67,200円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が120万円未満の人	76,000円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が120万円以上210万円未満の人	84,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が210万円以上320万円未満の人	100,900円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が320万円以上400万円未満の人	114,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が400万円以上500万円未満の人	124,400円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が500万円以上の人	134,500円

※1 介護保険料の算定に用いる「合計所得金額」は、税法上の「合計所得金額」から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、「給与所得金額又は公的年金等所得の合計金額」から10万円を控除した金額です。

※2 市民税非課税世帯を対象に、公費負担により介護保険料を軽減しています。
上記段階表は、軽減後の金額を記載しています。

※当該年度の税申告での合計所得金額が、保険料を算定する基準判定所得となります。

※賦課期日は4月1日で、世帯状況は4月1日現在に基づきます。
(転入した人については、転入日の世帯状況に基づきます。)